

令和7年度第1回龍ヶ崎市旅館等審議会

日 時：令和7年6月16日（月）

午前10時～

場 所：市役所附属棟1階会議室

次 第

1. 開 会

2. 部長挨拶

3. 委員紹介

4. 事務局職員紹介

5. 議 事

(1) 会長・副会長の選出について

(議案第1号)

(2) 龍ヶ崎市松ヶ丘2丁目1－5における
ホテルの建築について

(諮問第1号)

6. その他

7. 閉 会

龍ヶ崎市旅館等審議会委員名簿

任期 令和7年6月1日から令和9年5月31日

区 分	所属団体等	氏 名	備考（役職等）
市議会議員	龍ヶ崎市議会	岡 部 賢 士	都市経済委員会 副委員長
		大 竹 昇	都市経済委員会 委員
公共的団体の 代表者	龍ヶ崎市教育委員会	小 林 史 人	教育委員会 委員
	龍ヶ崎市青少年センター	小 更 修	青少年相談員連絡協議会 会長
	龍ヶ崎市PTA連絡協議会	湯 原 優 里	子ネット委員
	一般社団法人 竜ヶ崎青年会議所	佐 々 木 祐 也	理事長
知識経験者	一般社団法人 茨城県建築士会 龍ヶ崎支部	田 村 喜 郎	相談役
		大 越 敏 男	常務理事
	茨城県ホテル旅館 生活衛生同業組合 龍ヶ崎支部	宮 本 和 裕	—
		片 山 裕 史	—

担当 ： 都市計画課 開発指導グループ

特殊旅館とは（条例抜粋）

旅館等のうち専ら異性を同伴する客に利用されるもので、次のいずれかの構造、設備及び形態を有するものをいう。

ア	玄関、帳場その他これに類する設備が客との面接に適さず、又は客と直接面接することを要しない利用を可能とする構造であるもの
イ	玄関、帳場その他これに類する設備から客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等がなく、又は共用の廊下、階段、昇降機等が見通せない構造であるもの
ウ	車庫又は駐車場から玄関、帳場その他これに類する設備、共用の廊下、階段若しくは昇降機等を経由せずに直接客室へ通じることができる出入口を有する構造であるもの
エ	施設の規模に適合した自由に利用することのできる食堂、ロビー、応接室等の設備を有しないもの
オ	客室に性的感情を刺激するための装置、照明、装飾品その他これに類する設備を有するもの
カ	倉庫、店舗、納戸、物入れ、バルコニー等を改造し、客室に近接して車庫又は駐車場を設けることが可能であると認められる構造であるもの
キ	利用者の施設への出入りの状況が外部から見通せない構造であるもの
ク	施設の外観が、周辺の良い生活環境及び教育環境の保全を図るうえで必要な環境を害するおそれがあると認められるもの
ケ	その他市長が認める構造、設備及び形態を有するもの

(目的)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市特殊旅館の建築規制に関する条例(昭和60年龍ヶ崎市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(建築の届出)

第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、龍ヶ崎市旅館等建築届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 付近見取図 方位、道路及び目標となる地物、建築場所から周囲300メートルの区域内の状況を明示したもので、縮尺が2,500分の1程度のもの
- (2) 配置図 方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地に隣接する道路の位置及び幅員、敷地の高低差を明示したもので、縮尺が200分の1程度のもの
- (3) 各階平面図 方位、間取、各室の用途(有効面積、浴槽、寝具類の寸法記入)、壁の材質、開口部、屋内・屋外階段、玄関、帳場、廊下、各室の出入口、車庫等を明示したもので、縮尺が100分の1程度のもの
- (4) 立面図 4面、開口部、広告物及び屋外照明設備の設置箇所、形状寸法を明示したもので、縮尺が100分の1程度のもの
- (5) 断面図 2面以上、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ及び建築物の高さを明示したもので、縮尺が100分の1程度のもの
- (6) 敷地利用計画 敷地内における建物の位置、駐車場の位置、境界塀の構造及び高さ、附属施設(屋外工作物を含む。)の用途及び位置を明示したもので、縮尺200分の1程度のもの
- (7) 透視図 建築物、広告物及び屋外照明設備を彩色したもので、主要出入口が明示されているもの
- (8) 排水計画に関する書類 排水施設計画図(排水区域界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり、寸法、勾配、水の流れの吐口の位置、放流先の名称)及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第5条に規定する排水計画書
- (9) 公図写 建築場所から周囲100メートルの区域のもの
- (10) 仕上表 建築物(外構、設備を含む。)の仕上りの材料の種別及び厚さを明示したもの
- (11) 各施設ごとの利用形態を説明する書類
- (12) その他市長が必要と認めるもの

(計画の公開)

第3条 条例第5条第1項の規定による表示板(様式第2号)は、当該建築物の敷地の道路(2以上の道路がある場合は、それぞれの道路)に面する場所に、当該建築が完了するまで設置しなければならない。

2 条例第5条第2項の規定による報告は、旅館等建築計画表示板設置届出書(様式第3号)により行うものとする。

(説明会の開催等)

第4条 条例第6条第1項の規定に基づく説明を行ったときは、旅館等建築説明報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(指導)

第5条 条例第7条に規定する指導は、龍ヶ崎市旅館等建築指導書(様式第5号)により行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第7条に規定する勧告は、龍ヶ崎市特殊旅館建築勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(中止命令)

第7条 条例第8条に規定する中止命令は、龍ヶ崎市特殊旅館建築中止命令書(様式第7号)により行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、龍ヶ崎市旅館等立入調査員証(様式第8号)とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和60年2月10日から施行する。

付 則(平成14年12月24日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の龍ヶ崎市特殊旅館の建築規制に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の龍ヶ崎市特殊旅館の建築規制に関する条例施行規則の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。

(目的)

第1条 この条例は、健康的で明るく住みよい街づくりの推進を図るため、特殊旅館の建築について必要な規制及び指導等を行うことにより、市民の良好な生活環境及び教育環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定するホテル営業及び旅館営業のための施設をいう。
- (2) 特殊旅館 旅館等のうち専ら異性を同伴する客に利用されるもので、次のいずれかの構造、設備及び形態を有するものをいう。
 - ア 玄関、帳場その他これに類する設備が客との面接に適さず、又は客と直接面接することを要しない利用が可能とする構造であるもの
 - イ 玄関、帳場その他これに類する設備から客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等がなく、又は共用の廊下、階段、昇降機等が見通せない構造であるもの
 - ウ 車庫又は駐車場から玄関、帳場その他これに類する設備、共用の廊下、階段若しくは昇降機等を経由せずに直接客室へ通じることができる出入口を有する構造であるもの
 - エ 施設の規模に適合した自由に利用することのできる食堂、ロビー、応接室等の設備を有しないもの
 - オ 客室に性的感情を刺激するための装置、照明、装飾品その他これに類する設備を有するもの
 - カ 倉庫、店舗、納戸、物入れ、バルコニー等を改造し、客室に近接して車庫又は駐車場を設けることが可能であると認められる構造であるもの
 - キ 利用者の施設への出入りの状況が外部から見通せない構造であるもの
 - ク 施設の外観が、周辺の良好な生活環境及び教育環境の保全を図るうえで必要な環境を害するおそれがあると認められるもの
 - ケ その他市長が認める構造、設備及び形態を有するもの
- (3) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替若しくは同法第87条第1項に規定する用途の変更又は第2号に規定する構造、設備及び形態が同号アからクまでのいずれかに該当することとなる修繕若しくは模様替をいう。

(規制区域)

第3条 龍ヶ崎市の区域においては、特殊旅館を建築してはならない。

(旅館等の建築の届出)

第4条 旅館等の建築をしようとする者(以下「事業者」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する建築確認申請書を提出しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに第11条に規定する審議会に諮り、当該建築物が特殊旅館か否かを決定する。

(計画の公開)

第5条 事業者は、前条第1項の規定による届出をした場合には、速やかに、当該建築計画の内容を明示した表示板を当該敷地内に設置しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により表示板を設置したときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前条第1項の届出に係る図書に関して近隣住民その他関係人(以下「関係人」という。)から閲覧の求めがあったときは、当該図書が龍ヶ崎市情報公開条例(平成9年龍ヶ崎市条例第33号)第9条に規定する公開しないことができる情報に該当すると認められる場合を除き、これを閲覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第6条 事業者は、前条第1項の規定により建築計画の内容を公表した場合において、関係人から当該建築計画に係る説明会等の開催を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 事業者は、前項の説明会等を実施するに当たっては、予想される事項について十分な説明と話し合いを行い、紛争が生じないよう努めなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定による説明会等を実施したときは、遅滞なくその内容を市長に報告しなければならない。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、第4条第1項の届出に係る建築が、同条第2項の規定に基づき特殊旅館であると決定したときは、当該事業者に対し指導及び勧告を行うものとする。

(中止命令)

第8条 市長は、前条に規定する勧告に従わない者に対し、当該建築の全部又は一部の中止を命ずることができる。

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を建築現場又は建築物に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(環境保全の義務)

第10条 事業者は、第4条第2項の規定により特殊旅館でないと決定された場合においても、当該旅館等並びにその看板類の意匠、形態及び設置場所について、この条例が目的とする良好な生活環境及び教育環境の保全に反することのないよう、常に努めなければならない。

(審議会)

第11条 市長の諮問機関として、龍ヶ崎市旅館等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ旅館等の建築に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第12条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 知識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第13条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第15条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、開発指導を担当する課において処理する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年2月10日から施行する。

(龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年龍ヶ崎市条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会の委員の項の次に次のように加える。

龍ヶ崎市特殊旅館等審議会の委員	会長	〃	3,800円	〃
	副会長	〃	3,600円	〃
	委員	〃	3,500円	〃

付 則(平成7年12月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年11月1日から適用する。

付 則(平成14年12月10日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の龍ヶ崎市特殊旅館の建築規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項に規定する龍ヶ崎市特殊旅館等審議会の委員である者は、この条例による改正後の龍ヶ崎市特殊旅館の建築規制に関する条例第11条第1項に規定する龍ヶ崎市旅館等審議会の委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく委嘱の日から起算するものとする。

(龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年龍ヶ崎市条例第110号)の一部を次のように改正する。
別表中「

特殊旅館等審議会委員

」を「

旅館等審議会委員

」に改める。
付 則(令和2年3月23日条例第2号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。